

平成26年いじめ事案に係る再調査結果について 協議 2号

令和7年1月28日
教育委員会定例会資料
学校教育課

1 事案の概要

平成26年当時、長野市内小学校の1年生だった被害児童Aが、同じクラスの加害児童2人から、殴る、首絞め等のいじめ被害を受け、これにより不登校となり、最終的には転校を余儀なくされたと訴えている事案

2 諮問内容

市教委が設置した第三者委員会による調査報告について、令和3年8月に被害児童保護者から市長による再調査を求める要望書が提出され、令和4年4月25日に長野市いじめ問題再調査委員会に対し市長から以下の内容を諮問

「長野市いじめ問題対策連絡協議会等条例第17条の規定に基づき、平成26年に市内小学校で発生したいじめ重大事態に関し、市教委が設置した第三者委員会による調査結果に対する再調査、及び当該いじめ重大事態に対する貴委員会の調査意見を求める。」

3 経過

第三者委員会

年月	主な内容
H26.4	被害児童及び加害児童が当該校に入学
H26.5	学校がいじめを認知
H27.3	被害児童が当該校より転校
H28.12	被害児童保護者が長野県教育長に、いじめの重大事態であることの確認等を要望
H29.3	被害児童保護者から市教委に、重大事態として認めること等を要望
H29.6	重大事態として認定
H29.7	教育長が第三者委員会に諮問
H30.9	答申

再調査委員会

年月	主な内容
R3.8	被害児童保護者が長野市長と面談所見と要望書を提出し、再調査を要望
R4.4	市長が再調査委員会に諮問
R6.12	答申

4 再調査報告書の概要

(1) 調査事項及び調査結果

主要な調査事項	調査結果
いじめの事実認定について (再調査報告書8ページ)	<p>【認定した事実】 (1) 廊下に整列する際に背中を押されたり、襟や手を引っ張られたこと (2) 校庭等で腕、背中、腹を叩かれたり、けんかをしたときに蹴られたこと 等</p> <p>【認定に至らなかった事項】 (1) 毎日のように、息が出来ないほどの強さで腹部等を殴られたり、蹴られたりし、合計100回から600回程度に及んでいたこと (2) 誰もいない教室等で10回くらい首を絞められたこと</p> <p>【市教委の設置した第三者委員会の報告書から変更すべきと判断された事項】 自閉症スペクトラム障害だから比較的軽度とも捉えられるいじめ行為でもPTSDを発症した、と認定しているように解釈できること</p>
当該小学校及び市教委の本件発生当時の対応について (再調査報告書12ページ)	<p>【当該小学校の対応で問題があったと判断された事項】 (1) 平成25年9月のいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の施行を受けて作成したマニュアル等の事前に準備されていた方策が全く活かされていないこと (2) 平成26年9月にクラスにおいて実施された首絞めについてのアンケートの大部分が保管されていなかったこと (3) 組織として本件がいじめ事案であるとの認識、対応が取れていなかったこと</p> <p>【市教委の対応で問題があったと判断された事項】 法に則った対応をとるよう指導助言ができていないこと</p> <p>【市教委の設置した第三者委員会の報告書の内容に賛同できないと判断された事項】 Aさんの特性が把握できていなかったがために、本件が発生したかのような評価をしていること</p>
重大事態認定に至る市教委の対応について (再調査報告書16ページ)	<p>【不適切であると判断された事項】 早期に「重大事態」として対応しなかったこと</p> <p>【不適切ではないと判断された事項】 市教委の第三者委員会の委員の選任方法及び当該第三者委員会に市教委職員が同席したこと</p>

(2) 提言の内容

提 言	
学校のいじめ対応について (再調査報告書19ページ)	<p>【初動の重要性】</p> <p>(1) 学校（特に教頭・校長といった管理職）は改めて法の理念を確認し、いじめと思われる行為を確認できたときは、ためらわず、所与の措置をとることを確認すべきである。</p> <p>(2) マニュアル等を作成し事態発生時の行動方針を備えることも大切である。そして、各教員が内容を理解できるように特に管理職が働きかけをすることが大切である。</p> <p>【組織的対応】</p> <p>組織的な対応は管理職が主導して構築すべきところであったが、担任のみが中心となって対応に当たるなど、組織的対応を行わなかったことの弊害は大きく、改善が強く求められる。</p>
市教委のいじめ対応について (再調査報告書20ページ)	<p>【市教委の意識改革】</p> <p>法の理念を確認し、いじめと思われる行為を確認できたときは、ためらわず、所与の措置をとることを確認すべきである。</p> <p>【学校現場への浸透策の継続的な実施】</p> <p>市教委として実施する施策を学校現場まで浸透させることが重要である。</p> <p>【専門的職種・組織の援助体制の構築】</p> <p>聞き取り調査において専門的技法が必要となる場合は、聞き取り調査を実施する専門家・組織を確保することが望ましい。</p> <p>【保護者等社会への情報提供、啓蒙】</p> <p>市教委の施策等を保護者や社会に定期的に発信することにより、社会全体でいじめ問題に対する関心を高めることも重要である。</p>
文書の管理・保管の重要性について (再調査報告書21ページ)	<p>事後検証に耐えられるように、情報の管理・保管は必須であり、保管期限を待たずに文書を廃棄することは論外であり、どのような文書をどのような形で何年間保管しなければならないのか、徹底されたい。</p>
子どもの権利の尊重の重要性について (再調査報告書21ページ)	<p>子どもの権利に基づくいじめ対応を、保護者と学校がそれぞれ尊重し、また、両者が切れ目なく支援していくことが求められる。</p>

5 再発防止策（案）

（1）再調査委員会答申について

市教委について

【市教委の意識改革】

- ・市教委は日頃から法の理解に努め、国や県からの通知や関係法規等の改訂等がある際は、速やかな確認、共有を徹底する。
- ・市教委はいじめの情報を捉えた際は、各校が法に則った対応を行うことの指導を徹底する。
- ・市教委はいじめの重大事態に関わる情報を捉えた際は、重大事態の疑いも含め、早急に組織的な対応を学校に指示し、必要に応じていじめ問題等調査員と共に学校を訪問し、情報の把握を行い、事案の対処における指導・助言を徹底する。
- ・市教委が策定した「いじめ防止等のための基本方針」について、本件の提言及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえた改訂を行う。

【学校現場への浸透策の継続的な実施】

- ・各校はそれぞれ「いじめ防止のための基本方針」を作成しており、市の基本方針の改訂や実情を踏まえて見直しを重ねながらいじめ対応を行うよう指導する。
- ・市教委では、教職員、生徒指導主事や生徒指導主任、管理職といった立場の異なる職員を対象に、それぞれ毎年いじめ対応の研修を実施している。各校においても、年度初めにいじめについての研修を実施することを、改めて徹底を図る。
- ・教職員向けに作成した「いじめ対応フローチャート」や、「早期対応のポイント」を各校に配付し、事案発生時の対応について共通認識を図る。
- ・いじめ防止対策推進法やいじめの重大事態の調査に関するガイドライン等についての解説動画を作成し、教職員がいつでもオンデマンドでいじめ対応について学べる環境づくりを行う。

【専門的職種・組織の援助体制の構築】

- ・市は法律や医療、福祉など各分野の専門家からなる、いじめ問題等調査員を配置しており、事案に応じて調査員を学校に派遣し、指導・助言する。
- ・市では児童心理専門員を講師にして、いじめ事案が発生した際、司法面接を参考にした聞き取り方法について学べる研修講座を開設している。様々な機会を捉えて研修への参加を促す。

【保護者等社会への情報提供、啓蒙】

- ・校長講話やPTA総会、保護者懇談会等を通して、いじめ問題に対する情報発信を徹底する。
- ・いじめ防止のための家庭・地域向けリーフレットを作成し、定期的な情報発信に努める。

学校について

【初動の重要性】

- ・学校は、自校で作成した「いじめ防止等のための基本方針」を実情に応じて見直しながらいじめ対応を行うことを徹底する。
- ・学校は、各種のいじめ対応の研修で学んだことを自校で共有することや、職員研修を年度初めに実施する等、いじめ対応の徹底を図る。
- ・市教委から配布されている「いじめ対応フローチャート」や、「早期対応のポイント」等を活用し、事案発生時の対応について共通認識を図る。

【組織的対応】

- ・学校はいじめを把握した際には、自校で作成した「いじめ防止等のための基本方針」に基づき、校長が速やかに自校のいじめ対策組織を招集し、組織で情報共有や対応方針を決定することを徹底する。

事後検証可能な調査の重要性、文書保管の重要性について

- ・アンケートの回答用紙等の資料は、必ず保管しておくことを毎年各校に指導している。改めて各校に周知し、管理の徹底を図る。
- ・文書管理に関して、教育委員会内及び学校の規定を再確認した上で、教育委員会内の文書管理の徹底を図ると共に、各校への周知を徹底する。

子どもの権利に基づくいじめ対応について

- ・子どもの権利条約やこども基本法、生徒指導提要等の理解の促進を図り、子どもの権利を尊重したいじめ対応を推進する。
- ・現在長野市では子どもの権利条例の制定に向けて準備をしている。本条例やいじめ防止対策推進法等に基づいて、いじめ対応を推進する。
- ・いじめ防止のための家庭・地域向けリーフレットを作成し、定期的な情報発信に努める。（再掲）